

## 水谷精工株式会社 行動計画（第1回）

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年3月21日～平成29年3月20日までの 2年間

2. 内容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業などの両立支援制度全般についてのパンフレットを作成して社員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 平成27年3月～ 諸制度の調査、検討開始
- 平成27年4月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、社内研修などによる社員への周知

目標2：計画期間内の女性社員の育児休業取得率を70%以上とする。  
男性社員についても育児休業取得対象者がいれば、取得を勧める。

<対策>

- 平成27年3月～ 妊娠した女性社員、配偶者が妊娠した男性社員に対して個別に制度説明する。

目標3：育休復帰支援プランを策定し、育休取得及び職場復帰を円滑化する。

<対策>

- 平成27年3月～ 育児休業取得予定者毎に育休復帰支援プランを策定・実行する。

目標4：計画期間内に、所定外労働の状況を確認し、削減のため方策を検討するための労使間の話し合いの機会を整備し、年3回以上開催する。

<対策>

- 平成27年3月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 平成28年3月～ 労使間の話し合いの機会を年3回以上開催する。